

自立支援医療（公費15：更生医療）と特定疾病療養受給者証 併用者の算定方法の取扱いに係る説明会 次 第

日時：令和元年8月5日（月）
午後2時から午後3時まで
場所：鳥取県庁 第22会議室

1 開会

2 議 事

(1) 自立支援医療（更生医療）の概要について……………資料1

(2) 今回の制度改正の背景と概要……………事例集

(3) 今後の保険請求点数の考え方（鳥取県方式）について……………事例集

(4) その他

(5) 質疑応答

3 閉会

自立支援医療（公費15：更生医療）と特定疾病療養受給者証 併用者の算定方法の取扱いに係る説明会 次 第

日時：令和元年8月6日（火）
午後2時から午後3時まで
場所：西部総合事務所 講堂

1 開会

2 議 事

(1) 自立支援医療（更生医療）の概要について……………資料1

(2) 今回の制度改正の背景と概要……………事例集

(3) 今後の保険請求点数の考え方（鳥取県方式）について……………事例集

(4) その他

(5) 質疑応答

3 閉会

令和元年 8 月
 県障がい福祉課認定担当

自立支援医療 (更生医療) (法別 15) と長期高額疾病による療養者 (特定疾病療養受給者証の対象者) 等について

1 自立支援医療 (更生医療) (法別 15) について

(1) 対象者等 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者 (18 歳以上)。疾病を対象とする一般医療は対象外である。

(2) 対象となる障がいと医療の例

障がい区分	疾患名の例	医療内容
腎臓機能障害	慢性腎不全	人工透析療法 (血液透析、腹膜透析)、シャント作成術
	慢性腎不全	腎移植 (抗免疫抑制療法を含む)
心臓機能障害	洞不全症候群、完全房室ブロック	ペースメーカー植込術
	大動脈弁狭窄症	大動脈弁置換術
免疫機能障害	HIV	抗 HIV 療法、ART 療法
肝臓機能障害	慢性肝不全	肝臓移植 (抗免疫抑制療法を含む)
肢体不自由	変形性関節症、関節リウマチ	人工関節置換術
聴覚障害	感音性難聴	人工内耳手術
小腸機能障害	小腸大量切除	中心静脈栄養法
そしゃく機能障害	口蓋裂、兔唇等	口蓋形成術、口唇形成術
	唇顎口蓋裂	歯科矯正治療

(3) 更生医療の自己負担上限額一覧 (公費負担割合 国 (1/2)、県 (1/4)、市町村 (1/4))

・一割負担を原則とするが、医療保険単位の世帯ごとの所得 (市町村民税の課税状況等) 等に応じ、月ごとの負担に上限が設けられている [0 円 / 2, 500 円、5, 000 円 / 10, 000 円、20, 000 円]。

※① 自立支援医療は保険優先のため、保険支払後の自己負担部分を自立支援医療制度において負担。

② 更生医療の自己負担額 (1 割負担) \geq 1 万円 (又は 2 万円) の場合

長期高額疾病 (特定疾病療養受給者証) の自己負担額の 1 万円 (又は 2 万円) を徴収する。結果的に、更生医療は使われない。

2 長期高額疾病による療養者 (特定疾病療養受給者証の対象者) について

厚生労働大臣の指定した長期高額疾病による療養者については (次の (1)~(3) のとおり)、自己負担限度額が 1 か月 10, 000 円 (人工透析を要する 70 歳未満の上位所得者及びその扶養者は 20, 000 円) に軽減される。

(1) 腎透析患者 (人工腎臓を実施している慢性腎不全)

(2) 血漿分画製剤を投与している血友病患者のうち第 VIII 因子障害と第 IX 因子障害を有する患者

(3) 血液製剤に起因する HIV 感染者 (抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の患者で厚生労働大臣が定める者)

3 今回の取扱い改正の対象者について



第201900083790号
令和元年7月5日

県内指定自立支援医療機関（更生医療）管理者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長
(公 印 省 略)

自立支援医療（公費15：更生医療）と特定疾病療養受給者証の併用に係る自己負担額等の取扱い統一開始時期について（通知）

自立支援医療（公費15：更生医療）と特定疾病療養受給者証の併用に係る自己負担額等の取扱いについては、従前より、審査支払機関である社会保険診療報酬支払基金鳥取支部（以下「支払基金」という。）と鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）との間で費用算定の算定結果が異なる運用となっていたことから、平成29年11月24日付第201700208290号鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長通知（別添1）により、平成30年4月1日から費用算定の取扱いを支払基金の算定方法に統一する旨通知していたところですが、取扱い統一に伴う各条件整備に時間を要することとなったため、平成30年3月20日付第201700318575号・第201700318703号鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長・健康医療局医療指導課長連名通知（別添2）、平成30年8月29日付第201800150957号鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長通知（別添3）により、取り扱い統一の開始時期について延期及び再延期の通知をしていたところです。

この度、条件整備に目途が立ち、取り扱い統一の開始時期を令和元年10月診療分からとすることとしましたので、御承知のほど、よろしく申し上げます。

なお、取扱い統一についての説明会を開催する予定としており、別途通知しますので御承知ください。

（担当：障がい福祉課認定担当 八嶋・引田 電話：0857-26-7856 ファクシミリ：0857-26-8136）